

平成27年10月5日

答申第605号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、『業務委託事務手続き』に定める業務委託費の積算について開示の求めがあった。

NHKは、「業務委託事務手続き」（現：業務委託事務処理手順）は、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

「業務委託事務手続き」（現：業務委託事務処理手順）は、経理に関する詳細な情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、開示の求めの文書は、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項1号の不開示情報に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月5日（第225回審議委員会）

第620号諮問、審議、答申